デイサービスセンター六本杉 指定通所介護事業所・第1号通所事業所運営規程

(事業の目的)

(運営の方針)

- 第2条 事業所の通所介護従事者は、要介護者等の心身の状態、本人の意思及びその他置かれている環境等を踏まえ、利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに、利用者の社会的孤立感の解消及び家族の身体的・精神的負担の軽減を図る為に、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護、その他の必要な援助を行う。
 - 2 事業の実施にあたっては、地域の保健・医療・福祉サービスとの連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

- 第3条 名称 デイサービスセンター六本杉
 - 2 所在地 栃木県宇都宮市徳次郎町2632-1 (ケアハウス公孫樹と併設)

(職員の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 管理者 1名(常勤兼務)
 - 管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
 - 2 通所介護従事者
 - (1) 生活相談員 1名以上

生活相談員は、利用者又はその家族に対し、日常生活等必要な相談に適切に応じ、 必要な支援を行う。

- (2) 介護職員 3名以上 介護員は、指定通所介護及び第1号通所事業サービスの提供を行う。
- (3) 看護職員 1名以上 看護師は、利用者の健康状態を把握し、適切な健康保持に努める。
- (4)機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための訓練を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日 月曜日から土曜日(ただし、12月31日から1月3日までは除く。) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分まで

(利用定員)

第6条 事業所の利用者の定員は24名とする。

(指定通所介護・および第1号通所事業の内容及び利用料等)

- 第7条 指定通所介護及び第1号通所事業の内容は、居宅サービス計画書に基づいてサービスを行い、次にあげるサービスから利用者が選定したサービスを提供する。指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準による額。第1号通所事業を提供した場合の利用料の額は、宇都宮市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱による額とする。当該指定通所介護及び第1号通所事業が法定代理受領サービスである時は、自己負担割合証に記載のあるとおりの額とする。
 - (1) 身体介護に関すること 日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供する。
 - (2) 入浴に関すること 家庭において入浴することが困難な利用者に対して必要な入浴サービスを提供する。
 - (3) 食事に関すること 給食を希望する利用者に対して、必要な食事のサービスを提供する。
 - (4)機能訓練に関すること 機能、体力の低下を防ぐため日常生活に必要な基本的動作について機能訓練を行う。
 - (5) レクリエーションに関すること 音楽活動や制作活動等を通して、生きがいのある日常生活を送ることができるように する。
 - (6) 送迎に関すること 送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。
 - (7) 相談・助言に関すること 利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。
 - 2 次条の通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用は、次の額を徴収する。

1kmあたり 20円(通常の実施地域を超えてからの距離が対象)

- 3 食費は、食材費・調理費等相当の費用とし、1日あたり 650 円とする。(昼食代 580 円、 おやつ代 70 円)
- 4 おむつ代は、実費負担とする。
- 5 利用期日に利用の中止を申し出た場合は、体調不良等正当な事由がある場合を除き 350 円 の取消料を支払うこととする。
- 6 その他、通所介護の提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係

る費用であり、その利用者に負担させることが適当と認められる費用は、その実費を徴収する。

- 7 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明 した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 8 介護保険給付対象利用料金として、サービスを実施した場合に加算費用が算定されます。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の実施地域は宇都宮市、日光市の区域とする。

(日光市については、小林・沓掛・嘉多蔵・根室・大沢・山口・猪倉・木和田島の地域の みとする。)

(サービス利用にあたっての留意事項)

- 第9条 機能訓練器具の利用に際しては、必ず機能訓練指導員または看護職員等の指導、立会い のうえ、実施するものとする。
 - 2 送迎サービスは、利用者の自宅と事業所間の送迎とし、送迎途中における用務依頼には 応じられないものとする。
 - 3 医師、医療機関から、入浴等に関しての指示があった場合、あるいは利用者の健康状態 に異常等があったときは事前にその内容を伝えること。
 - 4 利用当日、利用者の健康状態によってはサービスの内容の変更あるいは中止することがあること。
 - 5 サービス従事者の指示、依頼に反して利用者及びその家族が行った行為またはこれらの 者の故意もしくは重大な過失による不実の告知に起因して事故が発生した場合は、サービ スの実施機関は責任を免れること。

(緊急時等における対応方法)

第10条 通所介護従事者は、通所介護を提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第11条 非常災害に関する具体的計画をたて、年に2回避難、救出その他必要な訓練を行う。

(虐待防止に関する事項)

- 第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずる ものとします。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備

- (3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(緊急やむを得ず身体拘束等を行う際の手続き)

- 第13条 事業所は、<u>通所介護</u>サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命 又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を 制限する行為を行わない。
 - 2 事業所は、前項の身体拘束等を行う場合には、次の手続きにより行う。
 - (1) 身体拘束廃止委員会を設置する。
 - (2)「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束にかかる態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由等を記録する。
 - (3) 利用者又はその家族等に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討する。

(苦情処理)

- 第14条 通所介護サービスの提供に係る利用者からの苦情に適切に対応するために必要な措置を 講じるものとします。
 - 2 事業所は、提供した通所介護サービスに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。
 - 3 事業所は、提供した通所介護サービスに係る入居者からの苦情に対して、国民健康保険 団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を 受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとします。

(その他運営に関する重要事項)

- 第15条 事業所は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に 対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとします。 また、通所介護従事者の資質の向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、 業務体制を整備する。
 - (1)採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年1回
 - 2 通所介護従事者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
 - 3 通所介護従事者であった者に、業務上知り得た利用者、または、その家族の秘密を保持させるため、通所介護従事者従業者でなくなった後においても、これら秘密を保持するべき旨を、通所介護従事者との雇用契約の内容とする。

- 4 事業所は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して通所介護サービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定し必要な対策を講じます。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人間済生会支部栃木県済生会と済生会高齢者ケアセンター及び事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規程は、平成14年10月1日から施行する。
- この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- この規程は、平成17年10月1日から施行する。
- この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- この規程は、平成25年2月1日から施行する。
- この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- この規程は、令和6年4月1日から施行する。